



千葉県市川市の行政書士 <http://hoshikawa.gyosei.or.jp>

行政書士リバースター法務事務所

いつでもお気軽にご相談下さい！ [hoshikawa@gyosei.or.jp](mailto:hoshikawa@gyosei.or.jp)

〒272-0033 千葉県市川市市川南 1-10-1 ザタワーズウエスト 2414

TEL 047-322-5239

## 事務所通信・スターダスト 2013年2月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

### 1 通信送付のご挨拶

謹啓 立春の候、ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。いつも一方ならぬお力添えにあずかり、誠にありがとうございます。1月から開業3年目に入りました。昨年はありがたいことに、新たな許認可申請を数多く手がけることができました。ひとえにお客様、そしてお客様とのご縁を繋いで頂いた方々のお陰だと思っております。大変感謝しております。

事務所の目標を新年に立てました。その目標の中で、もう一度原点に立ち還り、私がお客様に一番役立てるのはどういう場面かを考え、業務特化を図りたいというものがあります。日常の仕事を丁寧に取り組んがら、その先を見据えてやっていきたいと思っております。 謹白

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房



### 2 近況のお知らせ

#### (1) 市川市行政書士相談会の相談員を務めて参りました

1月15日、午後1時から5時まで市川市役所本庁舎において、市民向けの行政書士無料相談が行われ、相談員を務めて参りました。当日は2名の方のご相談をお受けいたしました。相談内容は相続・遺言、契約一般等に関するものでした。次回2月6日行徳支所にて相談員を務めます。事前予約は不要です。お気軽に相談にお越しください。

また、上記同日に市川市と千葉県行政書士会が防災協定を結びました。災害時に行政書士会として行政のお手伝いをさせていただく内容を定めたものです。行政書士として、震災発生時などに市のためにできることを協力させていただきたいと思っております。

#### (2) 市川商工会議所青年部定例会を開催しました

1月29日夜、市川市文化会館において市川商工会議所青年部1月定例会を開催しました。所属する拡大研修委員会が企画運営を行いました。今回は講師に日能研の創始者である小嶋勇氏を迎えて「すべては“1”から始まる！創業者が語るビジネス成功の秘訣」と題し、生徒3人の小さな塾から生徒数13,000人売上135億円の中学受験塾に成長するまで、その成功の秘訣をお聞きすることが出来ました。100名近くの沢山の方々にお集まりいただき誠にありがとうございました。厳しくもハートのこもったお言葉は心に残る素晴らしいものでした。



#### (3) 市川商工会議所青年部の平成25年度拡大研修委員会委員長に

平成25年度の市川商工会議所青年部の拡大研修委員会の委員長に当事務所代表が就任することとなりました（正式には2月の総会にて決定）。市川市民を巻き込んだイベント等を企画・運営する青年部のメンバーを拡大していくという大きな役割を担っています。また、年3回の定例会の開催企画・運営、諸研修会の開催など沢山の仕事があります。地元市川のために努力して参ります。46歳以下の青年部会員候補の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介下さい。

#### (4) NPO 成年後見支援センターの研修会に参加しました

28日午後、NPO 法人千葉県成年後見支援センターの研修会に研修委員として参加しました。今回は事例研究発表「被後見人の「在宅から施設」への移転事例」「事務引継ができなかった後見人スタート」について二藤・大塚会員から行ないました。最後に「成年後見制度における自己決定の問題」について小田攻弁護士からお話していただきました。

### 3 業務インフォメーション

#### 1) 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか。許認可事項の変更届の届出代行もいたします

御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請・届出のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。すぐにお伺い致します。

#### 2) 開業セミナーを開催いたします

独立開業を考えている方、なんとなく副業での開業を考えている方、または従業員の独立支援を考えている経営者の方、どなたも大歓迎の「開業セミナー」を当事務所が参加する BNI サンプラチャプター士業連携チームが企画しました。

2月16日(土)14時から16時まで、千代田区神田神保町の東宝土地株式会社貸し会議室において「開業セミナー～開業の手続き、ノウハウを一気に獲得～」を開催します。

内容は、第一部が「開業時の手続きの大変さ体験談」として、上野三丁目市場で鮮魚店を開業された魚屋総本舗の長谷川様を迎え、インタビュー形式で開業時の苦労をお聞きします。

第2部として、各士業から開業時の注意事項をお話致します。税理士、社労士、司法書士、行政書士がそれぞれの分野の視点からお話します。第3部として、質疑応答、個別相談を行います。途中退出も可能です。

このセミナーを受講すると、開業の道のりが見え、必要な手続きがわかります。参加者には、開業に必要な手続きがわかる小冊子を差し上げます。参加費は1,000円。参加申し込みは、office@matsuyama-sr.comまでメールで、「参加者のお名前」「携帯電話番号」「メールアドレス」「創業予定の業種」をお送り下さい。当事務所にお問い合わせいただいても大丈夫です。多くの方々のご参加をお待ちしております。

#### 3) 古物営業許可を取得してみませんか

古物営業許可を取得したいとご相談をいただくことが、非常に多くなっています。

法でいう「古物」とは、①一度使用されたものもしくは②使用されない物品で使用のために取引されたもの又は③これらの物品に幾分の手入れをしたものをいいます。使用のために取引されたものという意味では、小売店等から一度でも一般消費者の手に渡った物品は、それが未だ使用されていないものであっても古物に該当します。物品には、商品券、乗車券、郵便切手その他のものが含まれます。



「古物営業」とは、①古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業（1号営業）（ただし、古物の買取を行わず、古物の売却だけを行う営業、事故が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行う営業はのぞかれます）。②古物市場（古物商間の市場）を経営する営業（2号営業）。③古物競りあわせ業（インターネットオークション）をいいます。様々なご商売をされている皆様へ、下取りを実施する場合は古物営業の許可が必要になります。比較的許可は取りやすいものですが、警察を窓口とした申請は不便な面が多いのが実際です。許認可のプロにお任せ下さい。許可が必要かな、と気になったら当事務所にご相談下さい。



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239